

令和5年度 前橋市立二之宮小学校いじめ防止基本方針

目次

いじめに対する基本姿勢.....	1
1. いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）.....	1
2. いじめの未然防止の取り組み.....	2
3. いじめを早期発見するための取組.....	2
4. いじめ早期対応・早期解決のための取組.....	2
5. いじめの早期発見・早期対応のための年間計画.....	3
6. 重大事態への対処.....	4
・重大事態の定義.....	4
・重大事態への対処.....	4
7. いじめ防止等の対策のための組織.....	4
8. 個人情報等の取り扱い.....	4

いじめに対する基本姿勢

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えることのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力をあげて努めていかなければならない。

本校は、児童の尊厳を保持する目的のもと、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、校長が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

1. いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

2. いじめの未然防止の取り組み

- ・全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるため継続的な取組を行う。
- ・学校の教育活動全体を通じ、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築するための素地を養う。
- ・いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- ・全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに取り組む。
- ・いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、共通認識の下、家庭・地域と一体となって取組を推進する。
- ・すべての児童が分かる・できる授業を行い、確かな学力の定着を図ることによって一人一人が学ぶ喜びや、成就感、充実感をもてるように努める。
- ・情報モラル教育に取り組みインターネット上のトラブルやネットいじめの防止についての知識を児童に指導するとともに保護者への啓発を行う。

3. いじめを早期発見するための取組

- ・いじめは、大人の目の届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくい形で行われることを共通理解する。
- ・些細な兆候を見逃さず「いじめではないか」との疑いをもち、隠したり、軽視したりすることなく複数の教職員で関わり、積極的に認知する。
- ・家庭訪問、学級懇談会、個人面談の実施
- ・いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、児童や保護者がいじめについて相談しやすい体制を整えるとともに、家庭・地域と連携して児童を見守る。
- ・休み時間等の授業以外の様子に目を配り、連絡ノート、学習ノートなどから、交友関係や悩み、困り感などを把握することに努める。
- ・外国籍の保護者や児童は言語や文化の差からいじめが行われることがないよう、教職員、児童、保護者等の外国人児童等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

4. いじめ早期対応・早期解決のための取組

- ・いじめの疑いがあるような行為が発見された場合は、校長のリーダーシップのもと、「いじめ防止対策委員会」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童への指導など、問題の解消に努める。
- ・いじめ問題の対応にあたっては、いじめられた児童の身の安全と安心を最優先に図る。また、情報収集に際しても細心の注意をはらいながら事実確認や指導等を行い、いじめた

側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

- ・いじめられた児童のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応を行う。少なくとも3ヶ月間は全職員で見守りや観察を継続する。
- ・いじめの観衆・傍観者の立場にいる児童たちにも、そうした態度・行動は、いじているのと同様であるということを改めて気付かせ、指導にあたる。
- ・「いじめ防止対策推進委員会」では、いじめをやめさせ、その再発、悪化を防止するためにも、いじめられた児童とその保護者に対する支援内容・方法と、いじめた児童への指導と、その保護者への助言等についても協議する。
- ・ネット上のいじめに対しては、拡散を防ぐために、直ちに削除のための措置をとり、関係機関との連携をとりながら対処する。
- ・校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童と違う教室において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。
- ・校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。
- ・いじめ問題が起きたときには、前述の内容を踏まえつつ、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組やその進捗状況等についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を収集して指導に生かすこととする。

5. いじめの早期発見・早期対応のための年間計画

1 学期		2 学期		3 学期	
期日	活動内容	期日	活動内容	期日	活動内容
4 月	・いじめ防止基本方針について いじめに関するアンケートの実施① 保護者面談	8 月	1 学期の振り返り いじめに関するアンケートの実施⑤	1 月	3 学期の取組について いじめに関するアンケートの実施⑨
5 月	いじめに関するアンケートの実施②	9 月	いじめに関するアンケートの実施⑥	2 月	いじめに関するアンケートの実施⑩
6 月	いじめに関するアンケートの実施③	10 月	いじめに関するアンケートの実施⑦	3 月	いじめに関するアンケートの実施⑪
7 月	いじめに関するアンケートの実施④	11 月	教育相談		年間の取組についての総括・評価 来年度の計画立案
		12 月	いじめに関するアンケートの実施⑧		

6. 重大事態への対処

・重大事態の定義

- ①いじめにより、児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合。(自殺の企図、身体への重大な障害、金品等の度重なる被害、精神疾病発症等)
- ②いじめにより、児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた場合(年間30日を目安)
- ③児童や保護者から、いじめられて重大な被害が生じたという申し立てがあった場合。

・重大事態への対処

- ・重大事態が発生した場合は、教育委員会に速やかに報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する調査組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切に図る。
- ・上記調査結果については、いじめられた児童及びその保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・調査結果を教育委員会に報告するとともに、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

7. いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止等に組織的に対応するため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的な検証を行う。必要に応じて委員会を開催する。構成員は以下のとおりとする。

・構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、不登校・いじめ対策担当、養護教諭、関係職員、スクールカウンセラー

・活動内容

- ①いじめの未然防止、早期発見に関する取組と評価
- ②いじめ事案に対する迅速かつ適切な対応に関する協議及び評価
- ③重大ないじめ事案の判断かつ対応内容の確認

・職員会議での情報共有及び共通理解

職員会議において、情報を共有し、具体的な共通行動ができるための共通理解を図る。

・外部、関係機関

教育委員会、中央児童相談所等関係機関、民生児童委員等

8. 個人情報等の取り扱い

- ・学校で行うアンケート調査等については、重大事態の調査組織においても重要な資料となることから、中学校卒業時まで保存する。